

【大阪公立大学大学院 理学研究科】

取扱要領 ー論文博士ー

学位論文の取り扱いについて

令和4年4月1日 制定
令和6年2月14日 改正

項 目

博士学位授与申請から学位授与までの概略

学位論文審査実施要項（論文博士）

第1 学位授与申請

- 1 申請資格
- 2 申請手続
- 3 申請料
- 4 申請期限

第2 学位授与の審査

- 1 学位論文審査委員会の設置および学力確認担当委員の決定
- 2 学位論文審査委員会の任務
- 3 学力確認担当委員の任務
- 4 審査及び学力確認の期限

第3 学位授与の審議

第4 学位論文内容の公表

- 1 電子ファイルの提出
- 2 全文公表しない場合の手続

【参考資料】大阪公立大学大学院理学研究科における学位論文に係る評価基準（ディプロマポリシー）

[問合せ先]

教育推進課 理学研究科教務担当

E-mail : kyik-sci@ml.omu.ac.jp

【杉本】

〒558-8585 大阪府大阪市住吉区杉本3-3-138

TEL : 06-6605-2504

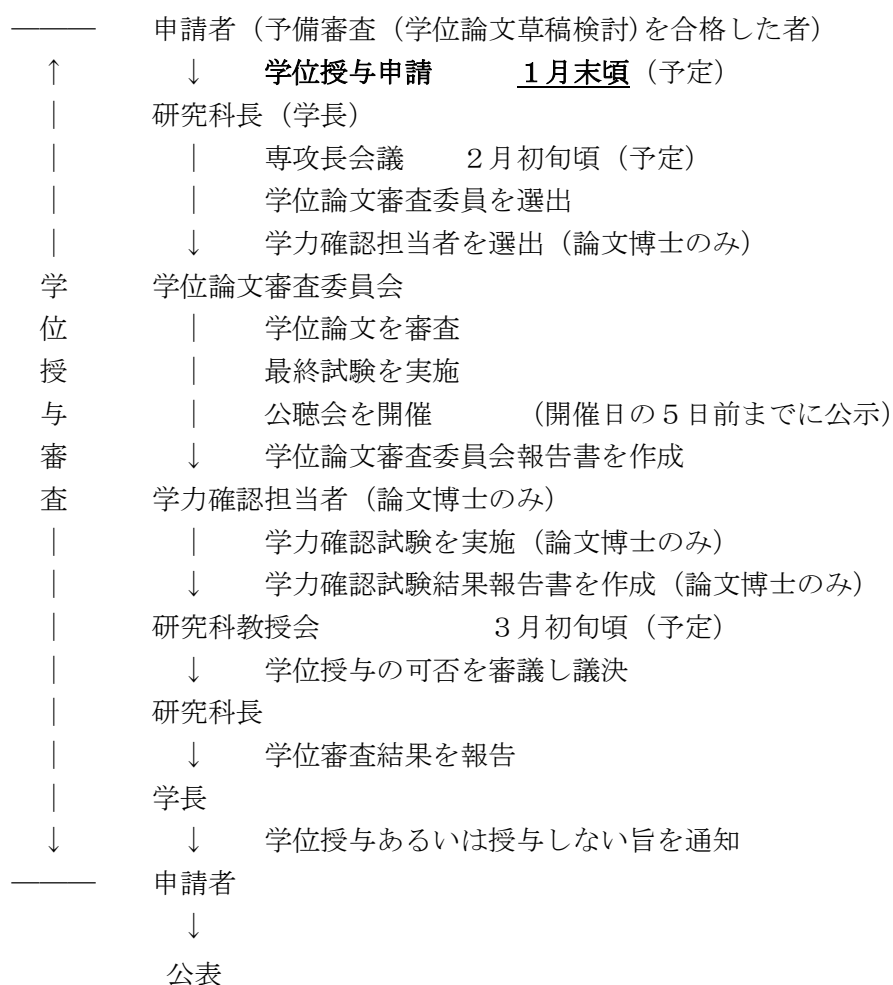
【中百舌鳥】

〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1-1

TEL : 072-254-8396

【博士学位授与申請から学位授与までの概略】

(年度末に博士学位授与をする場合)

※詳細は年度末以外の申請も含め、[理学部／理学研究科 Web サイト](#)をご覧ください。

大阪公立大学大学院理学研究科

学位論文審査実施要項（論文博士）

令和4年4月1日 制定
令和6年2月14日 改正

学位授与の申請を行うものは紹介教員の所属する専攻の定める方法により、事前に予備審査（学位論文草稿検討）を受け、これに合格しなければならない。専攻長は予備審査結果報告書（様式第1号）を作成し、さらに予備審査に合格した場合には、専攻長は紹介教員を通じて合格を学位論文予備審査合格通知書（様式第2号）で申請者に通知する。また、研究科長に報告書を提出する。

第1 学位授与申請**1 申請資格**

学位授与を申請することができる者は、次の研究歴を有する者とする。

資格1. 学位規程第3条第3項の規定による学位を申請する者。

資格2. 上記以外の者で、資格1と同等以上の研究歴を有することが、研究科教授会で認められた者。

2 申請手続

- (1) 学位授与申請をする者は、次の書類に学位論文審査料をそえて研究科長あてに提出し、学長に申請する（学位規程第5条第4項）。

提出窓口は教育推進課とする。

ア 学位授与申請書（様式第3号）・・・2通

イ 学位論文・・・3通及び電子ファイル（PDF）

A4 サイズ、横書きで長期保存にたえる方式により印刷したもの。ただし、学位論文全文に代えて要約の公表を希望する者は、公聴会後に製本2冊の提出が必要。

ウ 論文要旨・・・3通及び電子ファイル（PDF）

A4 サイズ、横書き 4,000 字以内、長期保存にたえる方式により印刷したもの。学位論文の基礎となっている専門学術誌に掲載された論文があるときは、要旨のあとに、次の形式により一覧表で示すこと。

・雑誌：題目、著者<全員、申請者に下線を付す>

雑誌名、巻、頁<〇〇〇-〇〇〇>（西暦年）

・会議録：題目、著者<全員、申請者に下線を付す>

Proceeding 名、巻、頁<〇〇〇-〇〇〇>（開催地、西暦年）

なお、この一覧表には、掲載決定のもの、投稿中のものを含む。

エ 論文目録（様式第4号）・・・2通

オ 履歴書（様式第5号）・・・2通

- カ 単位修得証明書 1 通
※学位規程第 10 条第 2 項該当者（博士後期課程の単位修得退学者のうち、退学後 3 年以内に申請する者）のみ
- キ 学位論文予備審査合格通知書（様式第 2 号）（写） 2 通
- ク 大阪公立大学学術情報リポジトリへの博士学位論文登録申請書（様式第 6 号） 1 通

(2) 申請資格 1 に該当する者であっても、最終学歴の専門分野と学位論文の内容が著しくかけ離れている場合には、申請資格 2 に該当するかどうかを審査するものとする。

3 申請料

1 件につき 57,000 円

4 申請期限

学位授与の申請は、随時行うことができる。

第 2 学位授与の審査

1 学位論文審査委員会の設置および学力確認担当委員の決定

学位授与の申請が受理されたとき、研究科教授会は、次の順序により学位論文審査委員会を設置する。

(1) 研究科長は、会議の開催以前に論文要旨、履歴書（様式第 5 号）を研究科教授会構成員全員に配付する。

(2) 研究科教授会では、次の順序により学位論文審査委員および学力確認担当者を決定し、審査委員会を設置する。

ア 専攻長が申請者の履歴等を紹介する。

イ 専攻長が論文内容を要約して説明する。

ウ 専攻長は、学位論文審査委員候補者を提案する。審査委員候補者には 3 名以上の研究科教授を含めるものとする（学位規程第 8 条第 2 項）。

エ 前項の規定にかかわらず、研究科教授会において特に認めるときは、当該研究科の准教授を、1 名に限り審査委員に充てることができる（学位規程第 8 条第 3 項）。

オ 研究科教授会において必要があると認めるときは、前々項に定める審査委員のほか、次の各号に掲げる者を加えることができる。（学位規程第 8 条第 4 項）

1. 当該研究科准教授及び講師
2. 他の研究科の教授、准教授及び講師
3. 他の大学院の教授
4. 研究所等の教員等

カ ウ、エに定める審査委員のうちから主査を決定する（学位規程第 8 条第 5 項）。

キ 審査委員が学力確認担当委員を兼務する。

ク 審査委員会が、学力確認の専門科目を提案し、研究科教授会の承認を得る。

(3) 学力確認の方法

学力確認のための試験は、英語及び専門科目とする。

(4) 学力確認試験の省略

ア 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後3年以内に論文博士の学位の授与を申請した場合は、学力確認のための試験を省略することができる。

イ 研究科教授会が学歴、業績等により学位申請者の学力の確認を行い得ると認めたときは、試験の全部又は一部を省略することができる。

(5) 前項の規定にかかわらず、研究科教授会で審議する事項においては、研究科教授会から委任された専攻長会議で審議するものとする。

2 学位論文審査委員会の任務

学位論文審査委員会の主たる任務は、次のとおりである。

(1) 学位論文の審査

学位論文の審査に必要があるときは、申請者に資料を提出させ、説明を求めることができる。

(2) 公聴会の開催

学位論文審査委員会は、開催日の5日前(土日祝日含む)までに申請者名、論文題目、日時、場所を公示し、公聴会を開催する。

(3) 最終試験の実施

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口述または筆記により行う(学位規程第9条)。

(4) 学位論文審査結果の報告

学位論文の審査及び最終試験を終了した後、次の事項を記載した学位論文審査委員会報告書(様式第7条)を作成し研究科長に提出する。

ア 学位論文の内容の要旨

ただし、申請者が提出した論文要旨と同文のときは、記載を省略することができる。

イ 学位論文審査結果の要旨(1,000字以内)

ウ 最終試験結果の要旨

エ 審査委員会の所見

3 学力確認担当委員の任務

(1) 学力確認試験の実施

専攻長会議において決定された科目について、口述または筆記により行う。

(2) 学力確認試験結果の報告

学力確認試験結果報告書(様式第11号)を研究科長に提出する。

4 審査及び学力確認の期限

学位論文審査結果及び学力確認試験結果の報告は、学位授与の申請が受理された日から1年以内に行わなければならない。ただし、研究科教授会において特別の理由があると認め

た場合は、この限りでない(学位規程第11条第2項)。

なお、この報告は学位授与した日から3ヶ月以内に本学の公式ウェブサイトにおいて公表される。(学位規程第17条第1項)

第3 学位授与の審議

学位授与の審議は、研究科教授会において次の方法により行う。

- (1) 研究科長は、学位授与の審議前に、論文要旨、履歴書、学位論文審査委員会報告書(写)および学力確認結果報告書(写)を全教授に配付する。
- (2) 研究科教授会における学位授与の審議は、研究科教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、次の順序により行う。
 - ア 学位論文審査委員会主査が、学力確認試験の結果を報告する。さらに、学位論文の要旨、学位論文審査結果の要旨、最終試験結果の要旨及び審査委員会の所見について、事前に配付された学位論文審査委員会報告書の記載どおりである旨を報告する。
 - イ 前項の報告にもとづいて審議を行い、学位授与の可否を議決する。議決は、無記名投票により行う。
 - ウ 学位を授与することの議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

教育推進課へ資料提出の際は、特許申請やジャーナルへの投稿に重要となる情報が含まれていないか十分に注意すること。

第4 学位論文内容の公表

本学では、学位を授与された日から1年以内に学位論文の全文、あるいはやむを得ない事由があると学長が承認した時には、全文に代えて要約を本学公式ウェブサイト内の学術情報リポジトリで公表する。なお、やむを得ない事由により学術情報リポジトリでの博士論文全文を公表しない場合、当該論文を国立国会図書館に送付し利用に供することとする。共著者がある場合は事前にその旨を共著者に伝え許諾を得なければならない(学位規程第17条第2項)。

公表に際しては、事前に研究指導教員と協議をした上で提出すること。

1 電子ファイルの提出

- (1) 学位取得者は、学位を授与された日から1年後の1月前までに学位論文全文を電子ファイルにして「大阪公立大学学術情報リポジトリへの博士学位論文登録申請書」(様式第6号)(以下「登録申請書」という。)とともに教育推進課に提出する。
- (2) 学位取得者は、所定の手続きにより学位論文全文に代えて要約を公表することが認められた場合は、当該学位論文の全文及び要約を電子ファイルにし、登録申請書及び学位論文の冊子体2部とともに教育推進課に提出するものとする(学位規程第17条第3項)。
- (3) 学位論文の要約公表が認められる期間は、立体形状、著作権、個人情報又は共同研究に

係る制約がある場合を除き、学位授与日から5年以内とする。期間を過ぎても全文を公表できない場合は、改めて学位取得者が全文公表しない場合の手続きを行い、承認を得なければならない。

- (4) 前項の手続きが行われない場合や、承認が得られなかった場合は、期限を過ぎた時点で、自動的に全文を公表する。
- (5) 要約公表の事由が解消し論文全文の公表が完了した場合、提出された学位論文の冊子体は大学の責任において破棄する。

2 全文公表しない場合の手続

- (1) 学位取得者は、学位論文全文に代えて要約を公表することができる「やむを得ない事由」があるときは、学位取得後速やかに「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」(様式第8号)を研究科長に提出しなければならない。「やむを得ない事由」は下記のとおりとする。
 - ア インターネット公表ができない内容を含む場合
 - ・当該論文に立体形状による表現を含む場合
 - ・著作権や個人情報に係る制約がある場合
 - ・共同研究者等が非公表と定めている事項を含む場合
 - イ インターネットによる公表により明らかな不利益が発生する場合
 - ・出版刊行をしている、もしくは予定されている場合
 - ・学術雑誌に掲載されている、もしくは予定されている場合
 - ・特許の申請がある、もしくは予定されている場合
 - ウ その他
 - ・研究科長が特に「やむを得ない事由」があると認めた場合
- (2) 研究科長は専攻長会議において前項の申立について審査し「やむを得ない事由」があると認めた場合は、学長に報告するものとする。
- (3) 学長は「学位論文全文に代えて要約を公表することの承認通知書」(様式第9号)を学位取得者に交付する。

(参考資料)

大阪公立大学大学院理学研究科における学位論文に係る評価基準
(ディプロマポリシー)

(博士後期課程)

基礎科学分野の研究を通して、高度な研究力とともに新たな研究計画の立案や評価を行うための能力、ディスカッション能力を身につけ、研究開発において主導的な役割を果たし、かつ高い倫理観を持った、社会の発展に寄与しうる自立した人材を養成する。この教育目的に照らして、次のような能力を身につけたものに博士の学位を授与する。

1. 社会の変化に柔軟に対応し、世界で活躍できる高度専門性をもつ研究者・技術者等としての研究能力を有している。
2. 社会の発展にも貢献できる高度で独創的な研究計画を企画・立案・評価する能力を身につけている。